

No.	質問	回答
1	<p>ポート整備に支障となる電柱・照明・植栽等の処理費用は補助対象となりますか？</p>	<p>離着陸場の整備の支障となる電柱・照明・植栽等の撤去及び廃棄にかかる費用は補助対象経費となります。</p>
2	<p>ポート整備に必要なインフラ施設（給水管、下水道管）の整備費用は補助対象となりますか？また、インフラ施設のランニング費用は補助対象外でしょうか？</p>	<p>離着陸場の整備に必要なインフラ（給水管、下水道管）の整備費用は補助対象経費となります。なお、ランニング費用は補助対象経費とはなりません。</p>
3	<p>ポート整備への防犯対策費用は補助対象となりますか？</p>	<p>離着陸場の整備工事に必要不可欠な防犯対策費用は補助対象経費となります。</p>
4	<p>ポートの運用に必要な電力引き込み工事費用は補助対象となりますか？また、上記の必要な電力として、空飛ぶクルマの機体への充電、場内照明、各施設の照明等を考えておりますが、問題ないでしょうか？</p>	<p>離着陸場の運用に必要な電力に係る引き込み工事費用は補助対象経費となります。</p>
5	<p>交付申請書に記載の「補助事業完了予定期日」はR7年3月31日までの整備が完了する日であり、事業計画書の「事業実施期間」は上記日時以降から10年間という理解でよいでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおり、整備が完了した日の翌日から起算して10年間です。</p>